

山形県建設工事一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形県が発注する建設工事のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される建設工事について一般競争入札を実施するに当たり山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「財務規則」という。）及び山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号。以下「特例規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 入札に参加する者に必要な資格は、次の各号とし、入札に参加する者は次の各号全てに該当することについて、あらかじめ当該工事を所管する課長等（以下「所管課長」という。）の審査を受けなければならないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者でないこと又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 山形県の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。
- (4) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を入札参加者とする場合には、2者又は3者で自主結成されたものであること。ただし、その規模が特に大きく多数の工種にわたる等の事由のある建設工事で、技術力を結集する必要があると認められるときは、4者までとすることができるものとする。

なお、事業協同組合、経常建設工事共同企業体及び復旧・復興建設工事共同企業体が共同企業体の構成員になることはできないものであること。

- (5) 入札に係る建設工事が該当する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄の建設工事の種類に係る同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が、建設工事毎に所管課長が別に定める点数以上の者であること。
- (6) 入札に係る建設工事と同種の建設工事の元請負人としての施工実績（過去15年間の完成工事で、所管課長が建設工事毎に別に定める要件を満たす工事に限る。）を有すること。

なお、共同企業体（経常建設工事共同企業体及び復旧・復興建設工事共同企業体を含む。）の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合に限るものであること。ただし、第4号ただし書で規定する建設工事については、所管課長が別に定めることができるものとする。

- (7) 入札に係る建設工事について、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者を工事現場に専任で配置できるとともに、山形県が定める建設工事請負契約約款第11条第1項第1号に規定する現場代理人を工事現場に常駐で配置できる者であること。

なお、配置予定の主任技術者又は監理技術者は建設工事毎に所管課長が別に定める同種工事の経験を有する者であること。

また、共同企業体にあつては、主任技術者又は監理技術者は各構成員がそれぞれ配置するとともに、現場代理人については、代表構成員が配置するものであること。

- (8) 入札に係る建設工事が大規模構造物の工事又は特殊な作業条件下の工事等であり、高度な施工技術が必要として所管課長が施工計画を求める場合には、当該施工計画が適正なものであるこ

と。

- (9) 入札参加資格確認時から開札（ただし、落札決定が保留された場合は当該落札決定の時）までの間に、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行。以下「指名停止要綱」という。）に定めるところにより、指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (10) 入札参加資格確認申請書の提出の日から当該工事の工期までの間に、山形県建設工事請負契約約款第49条第11号の規定（以下「暴力団排除条項」という。）に該当しない者であること。
 - (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始決定日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事等の入札参加資格の審査を受けた者であること。
 - (12) 所管課長が別に定める資格がある場合には、当該資格を有する者であること。
- 2 所管課長は、前項第4号から第8号まで及び第12号の資格を定めようとする場合は、部局毎に設置する入札参加者の選定に係る審査会（以下「審査会」という。）に付議するものとする。

（入札の方法）

- 第3条** 入札は、山形県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。ただし、事前に契約担当者の承諾を受けた者は、電子入札システムに代え、書面により入札することができる。
- 2 書面での入札を承諾する基準については、「山形県電子入札に係る書面入札承諾基準」で定める。
- 3 共同企業体が電子入札システムにより入札を行う場合は、当該共同企業体の代表者の電子証明書を使用して入札を行うものとする。

（競争入札の参加者の資格に関する公示）

- 第4条** 建設企画課長は、一般競争入札による建設工事の契約締結が見込まれる年度毎に、特例規則第2条第5項及び同条第6項の規定により、県公報に登載することで公示を行うものとする。
- 2 前項の公告例は、別紙1のとおりとする。

（入札の公告）

- 第5条** 所管課長は一般競争入札による建設工事にあつては特例規則第3条の規定により、県公報に登載するほか、財務規則第115条の規定により公告するものとする。
- 2 前項の公告例は、別紙2のとおりとする。

（入札説明書の交付）

- 第6条** 所管課長は、前条の規定により公告した後、電子閲覧システムによるほか、書面により入札説明書を交付するものとする。
- 2 前項の入札説明書は、次に掲げる事項を全て含むものとし、別紙3を標準とする。
- (1) 前条の規定による公告の写し
 - (2) 契約書案
 - (3) 開札立会者に関する事項
 - (4) 落札者の決定方法

(入札参加資格の審査等)

- 第7条** 所管課長は、一般競争入札に参加しようとする者から、一般競争入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる申請書又は様式第1号。添付書類を含む。）、入札参加資格確認資料（様式第2号及び様式第3号の2）及び所管課長が必要と認める工事にあつては施工計画並びに共同企業体にあつては協定書の写し及び代表者の権限に係る委任状の写し（以下「確認資料」という。）の提出があつた場合には、当該提出者に係る名簿登載の有無を確認するとともに、あらかじめ設定した資格の有無等について確認資料を審査し、審査の結果を審査会に付議するものとする。
- 2 所管課長が前項の確認資料の審査を行うに当たり、入札に係る建設工事が、第2条第1項第8号に規定する工事に該当する場合には、施工計画の審査を所属部局の審査会の技術審査部会（以下「審査部会」という。）に依頼するものとする。
- 3 前項の審査部会の委員は、建設工事毎に審査会会長が指名するものとする。
- 4 所管課長は、第1項の協議が整った場合は、一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第4号）により、入札の受付開始日の24日前までに確認結果を申請者に通知するものとする。
- なお、競争参加資格がないと認めた者に対しては、通知に当たり、その理由を付記するものとする。
- 5 入札参加資格がないと認めた者から、確認結果を通知した日から7日（当該期間には山形県の休日定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を含まないものとする。）を経過した日（以下「説明要求期限」という。）までに任意の書面によりその理由の詳細説明を求められた場合は、所管課長は、説明要求期限から10日以内に書面（様式第5号）により回答を行うものとする。
- 6 第4項による確認結果は入札前は公表しないものとする。

(設計図書の閲覧及び貸出し)

- 第8条** 所管課長は、入札の公告の日から入札書受付期間最終日まで（県の休日を除く。）、当該工事に係る仕様書、図面及び設計書（以下「設計図書」という。）を電子閲覧システムによるほか、書面により閲覧させるものとする。
- 2 所管課長は、前項に定める閲覧期間中において、書面による設計図書の貸出しを希望する者に対し、書面又は電子媒体による貸出しを行うものとする。

(設計図書及び入札説明書に対する質問)

- 第9条** 入札の公告の日以降、確認結果を通知した日から20日を経過した日（以下「質問提出期限」という。）までの間に、入札参加希望者から電子入札システム又は任意の書面により設計図書又は入札説明書に関する質問がなされた場合には、所管課長は、質問提出期限から5日以内に電子入札システムによる回答のほか、回答書（様式第6号）を閲覧に供するものとする。

(書面による入札)

- 第10条** 書面による入札の承諾を得た場合は、持参又は書留郵便による入札を認めるものとし、この場合、入札書受付期間最終日（当該日が県の休日の場合は直前の平日とする。）の指定時刻までの到達を求めるものとする。
- なお、入札書受付期間最終日の指定時刻まで到達しない書面による入札書は無効とする。
- 2 所管課長は、書面による入札書を、開札までの間、厳重に保管し、開札の時に入札を執行する者が開封するものとする。

(積算内訳書の提出)

第11条 入札を執行する者は、入札時に入札参加者から積算内訳書の提出を求めるものとする。積算内訳書の提出は、インターネットにより提供する指定ファイルを電子入札システムにより提出する入札書に添付して行うものとする。

また、書面による入札を行う者に係る積算内訳書については、入札書の提出と同時に積算内訳書を記録した電子媒体を提出させるものとする。

(落札者の決定方法)

第12条 入札を執行する者は、開札の執行に先立ち、入札参加者が第7条第4項の通知により入札に係る建設工事の入札参加資格が認められた者であること及び開札日現在において指名停止要綱による指名停止の措置を受けていないことを確認するものとする。

2 入札を執行する者は、前項の入札参加者のうち、予定価格の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で有効な最低の価格の入札者を落札者に決定するものとする。

3 低入札価格調査を適用する工事にあつては、調査基準価格を下回る価格の入札者について調査の結果、不適格と判断された場合は、落札者とししない。

(入札の無効)

第13条 第5条の公告により示した入札参加資格を有しない者の行った入札は無効とする。

2 落札決定が保留された場合において、当該落札決定までに前項の資格を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

(入札結果の通知)

第14条 入札を執行する者は、第12条により落札者を決定したときは、落札決定した旨を直ちに入札者全員に対して通知するものとする。

また、書面による入札を行った者（開札に立ち会った者を除く。）に対しては、所管課長は書面により落札者の氏名又は名称及び住所並びに落札金額を通知するものとする。

なお、落札者を決定した後に、落札者とされなかった者から特例規則第8条の規定による請求があった場合には、所管課長は、同条に規定する事項について、速やかに書面により回答するものとする。

(落札者決定の公示)

第15条 所管課長は、落札者が決定したときは、特例規則第9条の規定に基づく様式第7号の例により、県公報に登載することで公示を行うものとする。

(記録の作成及び保管)

第16条 所管課長は、落札者が決定したときは、特例規則第10条の規定により、当該契約の内容等に必要なる記録を作成し、保管するものとする。

(要綱に定めのない事項)

第17条 この要綱に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じてその都度定める。

附 則

この要綱は、平成9年12月2日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成17年7月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年4月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年5月22日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成23年4月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成24年12月3日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成27年7月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成28年5月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成29年7月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和元年7月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和2年4月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和2年7月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年3月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年3月29日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年7月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和4年7月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 5 年 7 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 5 年 10 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 5 年 12 月 22 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 6 年 7 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 6 年 12 月 23 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 7 年 4 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 7 年 7 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。